

差 押 債 権 目 録

金.....円

債務者が第三債務者.....(.....支店扱い)に対して有する
下記貯金債権のうち、下記の順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金とがあるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押・仮差押のないもの
 - (2) 先行の差押・仮差押のあるもの
- 2 円貨建貯金と外貨建貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建貯金
 - (2) 外貨建貯金 (差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額(外貨)。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。)
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。

(1) 定期貯金	(7) 普通貯金
(2) 積立式定期貯金	(8) 営農貯金
(3) 定期積金	(9) 出資予約貯金
(4) 通知貯金	(10) 別段貯金
(5) 貯蓄貯金	(11) 当座貯金
(6) 納税準備貯金	
- 4 同種の貯金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。